

排除理由の動機づけ解釈について
-M. S. ムーアのJ. ラズ批判を手がかりに-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22173

排除理由の動機づけ解釈について

——M. S. ムーアの J. ラズ批判を手がかりに——

On Motivative Conception of Exclusionary Reason

Exploring M. S. Moore's Criticism to J. Raz

博士後期課程 公法学専攻 2015 年度入学

大 上 尚 史

OKAMI Naofumi

【論文要旨】

本稿はイギリスの法哲学者ジョセフ・ラズの排除理由の概念に関心がある。その解明のために、アメリカの法哲学者兼刑法学者 M. S. ムーアによる排除理由の動機づけ解釈批判を取り上げる。

ムーアは「一定の理由では行為しない理由」と表現される排除理由を、「一定の理由では動機づけられない理由」と解釈する。この解釈は、行為者がどのような理由によって動機づけられるかコントロールできることを当然の前提とする。しかし、行為者は行為の動機づけを自由にできるわけではない。その結果、排除理由は、行為者にできないことを要求することになり、不合理な概念だということになる。これが動機づけ解釈批判である。

本稿では、以上のムーアの行為理解の難点を明らかにしながら、ラズの立場を擁護したい。

【キーワード】 排除理由, 動機づけ, 「当為は可能を含意する」原理, 欲求と信念, 行為のコントロール

【目次】

- I 本稿の関心
- II 「当為は可能を含意する」原理に基づく排除理由批判
 - (1) 排除理由の動機づけ解釈
 - (2) 「当為は可能を含意する」原理における可能概念
 - (3) 行為の因果説
- III 動機は意志の対象ではない

- (1) 「当為は可能を含意する」原理
- (2) 「当為は可能を含意する」原理をもたない道徳
- (3) 動機を選択可能性

IV 検討

- (1) 行為のコントロールと理由のゆえにする行為のコントロール
- (2) 意志することについて
- (3) 欲求と信念と、基礎行為、複雑行為の関係
- (4) 欲求と信念はコントロールできないのか
- (5) ラズによる反論

V おわりに

I 本稿の関心

私はこれまで数篇の論考において、イギリスの哲学者ジョセフ・ラズの行為理由の論理学についてその全体像を明らかにし、その中で法がどのように位置づけられているのかを解明することを目指してきた¹。特に、ラズ哲学における最重要概念「排除理由 (exclusionary reason)」の実相の探求に注力してきた。本稿の関心もまた排除理由概念のさらなる明確化にあり、アメリカの法哲学者 M. S. ムーアによる、排除理由概念の曖昧さあるいは多義性を突いた批判を取り上げる²。二人の論争に立ち入る前に、排除理由について簡潔に説明しておこう。

人はすべき行為を決定する際に、その行為に賛成の理由 (reason to ϕ) [ϕ は動詞を表す。以下同様。] と反対の理由 (reason not to ϕ) とを比較することがある。ラズはこれらの理由を一階理由 (first-order reason) と呼ぶ³。注意すべき点は、ラズの実践哲学においては、一階理由だけではなく、二階理由 (second-order reason) も行為決定時の考慮に関係するということである。二階理由には、「ある理由で行為する理由 (reason to ϕ for a reason)」と、「ある理由では行為しない理由 (reason not to ϕ for a reason)」の二種類があり、後者が排除理由と呼ばれる⁴。

¹ 行為理由の論理学は Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2nd ed. Oxford University Press, 1999) (以下、本文および脚注では PRN と略記してその引用参照箇所を示す。) で展開される、ラズの実践哲学の基礎理論である。その全体像は、拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」法学研究論集 (明治大学大学院) 52 号 (2020 年 2 月) 35-53 頁, 同「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学における規範」法学研究論集 53 号 (2020 年 9 月) 45-61 頁, 同「行為理由の論理学における法体系」法学研究論集 54 号 (2021 年 2 月) 1-19 頁で紹介, 検討した。

² Michael S. Moore, "Authority, Law, and Razian Reasons" in 62 S. Cal. L. Rev. 827 (1988-1989) (以下、本文および脚注では ALR と略記してその引用参照箇所を示す。) . ラズの反論は, J. Raz, "Facing Up" in 62 S. Cal. L. Rev. 1153 (1988-1989) (以下、本文および脚注では FU と略記してその引用参照箇所を示す。) で行われている。

³ PRN, 36 以下参照。

⁴ PRN, 39 参照。

この排除理由概念を用いて、ラズは法をはじめとする様々な規範現象の解明を試みている。例えば、命令的なルール（が存在するという事実）は、一階理由と排除理由の組み合わせとみなされる⁵。一例挙げると、AIを用いて商品の価格調整をしてはならないというルールがあるとする。このルールは、AIによる価格調整をしない一階理由であると同時に、AIによる価格調整に賛成の理由では行為（つまり、価格調整することを）しない排除理由である。

本稿では、「ある理由では行為しない理由」と定義される排除理由がもつ曖昧さまたは多義性に対する批判を取り上げる。批判者ムーアによると、「ある理由では行為しない理由」という定義は、ラズのテキストからいくつかの読み方ができる⁶。本稿の主題は、そのうちの一つ、動機づけ解釈であり、それは次のようなものである。

排除理由は「ある理由では行為しない理由」である。これを「ある動機では行為しない理由」と読むのが、動機づけ解釈である。つまり、行為理由と行為の動機を同一視する解釈である。ムーアは、道徳は不可能なことを要求しないという立場を採用し、かつ人は行為に際して動機を選ぶことができないと主張する。その結果、ある動機では行為しない理由があるというラズの主張は不可能なことを要求する点で道徳的に問題があることになる。これがムーアによる動機づけ解釈批判の要諦である。

以下では、ムーアの動機づけ解釈批判が正当なものであるかどうかを、ラズの反論と合わせて検討したい。Ⅱでは、ムーアが批判を提示する際に依って立つ決定論と自由意志または行為の自由の両立可能性説の細部を明らかにする。これはムーアが人が動機を選べないのは、動機が（自由）意志の対象にならないからという主張の意味を精確に理解するためである。Ⅲでは、行為が自由に行われるときに、その行為が行われた動機を行為者は選ぶことができないとするムーアの主張を分析する。Ⅳでは、Ⅱ、Ⅲで明らかにしたムーアは動機づけ解釈批判の問題点を指摘しつつ、ラズの反論を取り上げる。結論として、ムーアの批判にもかかわらず、人は動機をコントロールすることによって「ある動機（理由）で行為する」ことが可能であるというラズの立場を示す。

⁵ PRN, 58-59 参照。

⁶ 本稿で取り上げる動機づけ解釈の他に、2つの解釈をムーアは提示し、そのどれもが道徳的に問題があるとする。これらについて本格的な考察を本稿で行うことはできないが、どのようなものか手短かに紹介しておく。

第一の解釈は、「ある理由で行為する理由」が、正しい行為を決定するときに登場する理由であると解釈するものである（正当化解釈）。人はすべき（＝正しい）行為の決定に際して、一階理由だけでなく、二階理由をも考慮に入れるというラズとは異なり、ムーアは、正しい行為は一階理由の比較衡量で決まるとする。どんな理由も一階理由として行為の正誤に関わる。行為決定に際して行為の正しさに関与する理由を排除するという排除理由は端的に間違った行為を正しいものとしうるので道徳的に問題がある。

第二の解釈は、「ある理由では行為しない理由」を、最適な意思決定をする際に決定者の心理過程に現れる理由であるとする（意思決定戦略解釈）。行為決定者がすべき行為を決定するときに、排除理由のゆえに一定の理由を考慮しないなら、恣意的な行為決定をしてしまう点で道徳的に問題がある。というのは、行為理由は何であれ行為の正誤に関わるから、排除理由に従ってそれを無視することは、行為決定過程を歪めてしまうからである。ALR, 857 参照。

II 「当為は可能を含意する」原理に基づく排除理由批判

(1) 排除理由の動機づけ解釈

排除理由は、「ある理由では行為しない理由」である。ムーアによると、ラズはこの定義の中の「ある理由」を「動機」という意味で用いていることがある。排除理由を動機づけに関するものとして解釈すると、「何らかの理由を動機としては行為しない理由」となり、排除理由は、行為の動機づけから一定の動機（理由）を排除することを行為者に要求する。行為者は、排除された理由によって動機づけられて（行為をして）はいけないのである。

この解釈に従ってラズが排除理由を使用しているとムーアがみなす例を挙げておこう。それは、コリンが彼の妻との間で、息子の教育に関してある約束をしたという例である⁷。息子の教育に関する決定をするときに、息子の利益以外の事柄を考慮しないという内容の約束である。この場合に、コリンが、息子が通う学校を決める際に、経済的な理由を動機にして学費が安い学校を選択したとすると、彼は妻との約束に反したことになる⁸。

要するに、動機づけと解釈された約束——がもつ排除理由の面——は、約束者が行為する際の理由（動機づけ）を変えることによって、行為の仕方——ムーアの言い方では道徳の構造⁹——を変えるものと、約束した者たちの間ではみなされているが、コリンはそうしなかったのである。

排除理由（約束）はコリンに対して息子の利益以外の理由によって動機づけられてはいけないと要求している。だが、ムーアにとってこれは不可能なことなのである。動機は自由意志の対象ではないので、行為者は自分がする行為の動機を自由に選ぶことができないのである。この点は後述Ⅲで扱う。その前にここで、我々はムーアの自由意志論と決定論との両立説を見ておかなければならない。そうしなくては、なぜ行為の動機を自由に選べないのか分からないからである。

(2) 「当為は可能を含意する」原理における可能概念

ムーアは排除理由の動機づけ解釈を批判する際に、「当為は可能を含意する」原理に基づいてい

⁷ この例は *PRN*, 39 参照。

⁸ *ALR*, 856 参照。注意すべきことに、この例は、約束の内容が、考慮すべき（または、すべきでない）理由の種類に言及しているため、約束一般が排除理由としての性格をもつのかはこの例からは明らかではないという指摘がある。Chaim Gans, “Mandatory Rules and Exclusionary Reasons” *Philosophia* 15.4 (1986) pp. 392-394 参照。この指摘は正しい。なぜなら、コリンの約束が排除理由として機能するとき、それが約束の内容のおかけなのか、約束自体の性質によるかは、この例からは明らかでないからである。

ガンスは、約束一般が排除理由ではないと主張したいのかもしれないが、このコリンの事例を否定しただけでは、他のタイプの——考慮事項に言及しないような——約束が、排除理由として機能しないことにはならない。約束一般は、すべき行為を決める実践的推論において、他の諸理由を排除するから、コリンの事例でも約束は——考慮すべきでない事柄に言及していて分かりにくい——排除理由として機能するということがラズが言いたいことなのである。

⁹ *ALR*, 856 参照。

る。この原理が要請するのは、道徳が命じる、すべき行為は、することができる行為でなければならぬということである。それでは、可能または行為することができるとは、いったいどういう意味なのであろうか。

ムーアが採用する可能概念は、いわば、能力=機会説とでも言うものである。行為者 X は ϕ することができるということを、「X は ϕ する力能 (ability) をもつ」と解釈するのである¹⁰。

例えば、X は泳ぐことができるということは、X が泳ぐ力能をもつということである。その一方、X は、いつも泳ぐことができるわけではない。例えば、電車の中にいたり、水の無いような場所では、X は泳ぐことができない。ここで、ムーアは力能を能力 (capacity) と機会 (opportunity) に分けて理解する¹¹。X は電車に乗っているときでも泳ぐ能力はもっている。だがそのよう状況で、X は泳ぐ機会をもたないがゆえに、泳ぐことができないのである。

要するに、「X は ϕ することができる」ということは、「X は ϕ する力能をもつ」ということであり、「X は ϕ することができない」ということは、「X は ϕ する能力をもたない」かまたは、「X は ϕ する能力をもつが、それを披露する機会がない」ということである。これがムーアによる「当為は可能を含意する」原理の可能概念の解釈である。この解釈によると、道徳は、 ϕ する能力がない者や、 ϕ する能力はあるが、機会がない者には、 ϕ せよと命じないことになる。

(3) 行為の因果説

ところで、ムーアは行為を説明する際に、行為の因果説を採用し、欲求と信念が行為を引き起こすと考えている (以下、欲求=信念モデルと表記する)。これを、動機という言葉を使って、欲求と信念が動機となって、行為を引き起こすと言い換えてもよいであろう。そして、排除理由の動機づけ解釈が、「一定の理由では行為しない理由」を「一定の動機では行為しない理由」と解釈するものであったことを考慮すると、ムーアは、欲求と信念のセット、動機、行為理由を同一視していることになる。

ムーアは、欲求=信念モデルに基づいて、行為を次のように「説明」している¹²。

欲求：行為者 X は、命題 q によって記述される事態が発生することを望んでいる。

¹⁰ ALR, 875 参照。

¹¹ ALR, 875 参照。ここで重要なのは、ムーアは「行為する能力」は「自由に行為をしまたはしない能力」であるとみなしていることである。ムーアは、力能を能力と機会に分ける際に、H. L. A. ハートの *Punishment and Responsibility* (2nd ed., Oxford University Press, 2008, 1st ed., 1968) (ムーアが参照しているのは初版) に従っていると述べている (ALR, 875 参照)。ムーアは頁数を挙げていないが、おそらく p. 32 (2nd ed.) であろう。ハートは、capacity (for control of conduct) について正確に定義しているわけではないし、いかに行為がコントロールされるかについて述べているのでもない。ハートは、我々が行為をコントロールできることを前提に、どのような場合にコントロールが制限されるか、またはコントロールできなくなるかを問題にしている。ムーアも、ハートと同じく、行為をコントロールできると前提にしているであろう。

¹² ALR, 878 参照。

信念：Xは、ある状況sにおいて、Xがpによって記述される行為をするなら、qが発生する、と信じている。かつ、Xは自分がsにあると信じている。

行為：Xはpをする。

一例挙げて説明しておこう。例えば、水泳選手Xは本気で泳げば大会で優勝できるほど速く泳ぐことができるが、体力温存のための手を抜いて泳ぎ、予選落ちしたとする。Xの欲求、信念、行為についてムーアの因果説で説明すると次のようになる。

欲求：Xは、彼が決勝戦で勝つ泳ぎをするという命題が表す事態が発生することを欲している。

信念：Xは、決勝戦までの試合で、負けない程度に手を抜いた泳ぎをすれば、体力温存でき、決勝戦で勝つ泳ぎができると信じており、かつ、Xは今まだ決勝ではないと信じている。

行為：Xは手を抜いて泳ぐ。

欲求と信念は、心的出来事または心的状態である。これが行為の原因となって、行為（身体運動）を引き起こす。欲求=信念と行為の間には、因果関係がある。他方で、qを求める欲求と、pするとい行為の間には、qはpによって実現できるという信念を媒介して、欲求を行為が満たすという意味での合理化関係がある。（ということは、ムーアは人が自分が合理的と思っている行為しかなないと考えているのだろうか。）

ここでのポイントは、欲求と行為の間に合理化関係が成立するだけでは、行為を動機づける（または動機づけた）とは言わないということである。行為が動機づけられた（行われた）というためには、合理化関係に加えて、欲求=信念と行為の間に因果関係が成立する必要がある。

ここでムーアは、原因が結果よりも時間的に前に生じているという因果関係観を採っているようである。だが、原因となる出来事が、結果となる出来事より先に生じている必要は必ずしもない。結果が原因より先に生じているという事態を考えることはできないように思われるが、原因と結果が同時に存在する場合はある。例えば、私がソファに座ると、私の重さでソファが凹む。この場合、私が座ることが原因であり、その結果としてソファが凹むわけだが、原因が結果に時間的に先行しているわけではない。私が座ってる間はソファは凹み続ける（そして立ち上がるとソファは元に戻る）のだから、原因と結果は同時に存在している。

以上の点を念頭に置きつつ話を元に戻そう。行為の欲求=信念モデルでは、欲求=信念が原因であり、行為が結果である。欲求=信念は、行為よりも時間的に先にあるか、同時的に存在する必要があるということになる。これは重要な点だと思う。この因果関係観に立つと、人は行為の前に欲求と信念という心的状態をもちそれが行為を引き起こすか、行為をしているときも原因となる欲求と信念という心的状態を保持し続けているか、のどちらかがムーアが想定する行為理論になると考えられるからである。

Ⅲ 動機は意志の対象ではない

(1) 「当為は可能を含意する」原理

Ⅲでは動機が意志の対象ではないからコントロールできないというムーアの主張を検討する。ムーアは、排除理由の動機づけ解釈に対する批判をいくつか挙げているが¹³、本稿で取り上げるのは、「当為は可能を含意する」という道徳原理に基づく批判である。

一般的に言って、道徳が、行うことが不可能な行為をするように我々を義務づけているとは考えにくい。それゆえ、ムーアは道徳が「当為は可能を含意する」原理を含むと考えている¹⁴。この原理に基づく、排除理由が「ある動機では行為してはいけない」という要求する場合、行為者は自ら動機を選んで、その動機に基づいて行為することができなければならない。だが、ムーアによると、特定の動機をもつかどうかは、行為者が意志で決めることができるようなものではない。ムーアのこの主張が正しければ、排除理由は我々にはきかないこと要求する点で、「当為は可能を含意する」原理に反し、道徳的見地から問題のある概念だということになる。

このような批判に対してラズはいかに応答できるのか。ムーアはあらかじめラズが取るかもしれない2つの選択肢を提示している¹⁵。第一に「当為は可能を含意する」原理を拒否することであり、第二に、当該原理を受け入れつつ、動機を選択可能であるとするものである。(後述するが、ラズは、当該原理を否定しつつ、動機を選択できないがコントロールできるという第三の道を行く。)

注意すべきことに、ここでのムーアとラズの論争では、排除理由が、動機づけ理由——すべき行為の理由(前述Ⅰ参照)というよりも、実際にする(またはした)行為を動機づける理由——とみなされている。ここでは、すべき行為の理由が、行為を動機づけることがありうるだけでなく、行為者自身の意志で動機として採用できるのかが問題となっている。以下では、「当為は可能を含意

¹³ ムーアは、動機づけ解釈に対して、本文で取り上げるもの以外に、さらに2つの批判を挙げている。それぞれ一般的な道徳理解、一般的な法理解と関係している。本格的な検討はできないが、参考までに紹介しておく。

一般的な道徳理解に基づく、動機づけ解釈批判は次のようなものである。排除理由の正当化解釈——排除理由は道徳的に正しい行為を決定する推論に登場して、道徳的な正当化を与える理由のいくらかを排除すると解釈するもの——と、動機づけ解釈の両方を認めると、排除理由をもつというラズの道徳は「正しい——一階理由の比較衡量が示す——行為をするな」と要求することになる。この点が、普通の道徳理解と合わない(ALR, 873-874参照)。

一般的な法理解に基づく批判は次のようなものである。正当化解釈を否定しながら動機づけ解釈を受け入れると、ラズの道徳は「正しい行為をするな」と要求することはないが、「行為を正当化する理由をその行為をする動機にするな」と要求することになる(結果として、正しい行為をすることはできないことになる)。そして排除理由を含む道徳は、正しくない行為を要求する点で問題がある。他方で、法はたいていの場合行為だけに關心があり、その行為が行われる動機を問題としない(ALR, 874参照)。それにもかかわらず、法が「ある動機でこうしてはならない」という要求をしていると主張することは、法理解として問題がある。

¹⁴ ALR, 875参照。

¹⁵ ALR, 876参照。

する」原理を道徳がもたないことが何を意味するのか(2)と、行為者は行為の動機を自由に選択できるのか(3)に分けて、ムーアの主張の成否を吟味しよう。

(2) 「当為は可能を含意する」原理をもたない道徳

ムーアと違って「当為は可能を含意する」原理を拒否するなら、することができない行為を道徳が要請するというこの意味を明らかにする必要がある。ムーアによると、そのような立場では、道徳的要請は一般に次のように定式化される。

「何人もAする力能(ability)をもたないとしても、Aすべきである。〔ただし〕Aする力能をもたないなら、Aすることができなかったとしても非難に値しない。なぜなら、そのような場合、行為者は責任阻却されるからである」〔Aは行為を表す。〕¹⁶

まず「力能をもたない」について説明しよう。これは前述のとおり、能力と機会に分けることができる。そうすると、「力能をもたない」とは、「能力がない」または「機会がない」ということを意味する。

この定式の第一文に出てくる当為は行為の正、不正にかかわる。(Aできようができまいが)Aすべきであるとは、(Aできようができまいが)Aすることが正しく、Aしないことは不正であるということの意味する¹⁷。

定式の第二文に出てくる力能は、行為の非難可能性にかかわる。Aすることができないときに(つまり、Aする機会がなかったり、そもそもそうする能力をもたないときに)Aをしない場合、Aしないことは、定式第一文により正当化されないことである、または不正なことであるが、第二文、第三文により、非難に値しないものとなる¹⁸。

例えば、水泳選手であるXと友人のYが川で遊泳しているとき、Yが急流にさらわれたとする。Xは流れが速すぎて救助にいけないとする。「当為は可能を含意する」原理をもたない道徳はXの力能——能力と機会——とは無関係にYを助けることを要請する。XがYを助けることができなかったことは、不正なことなのだが、Xは責任阻却されるのでそのことで批難されることはない。

「当為が可能を含意する」原理を否定するこの立場に対するムーアの批判は、することができない行為をするように要求する規範を道徳がもつことの無意味さを突く。例えば、「何人も、無実の人の生命を守るためにできるときはいつでも因果関係を逆向きに作用させるべし」¹⁹という要請があったとして、人間にはそのようなことをすることはできないのだから無意味である。できないこ

¹⁶ ALR, 877. 引用中および引用後の〔 〕内は引用者による補足。

¹⁷ ALR, 876 参照。

¹⁸ ALR, 877 参照。

¹⁹ ALR, 877. 例えば、高層ビルから飛び降りた自殺者を空中に浮かせるというようなことであろう。

とを要請する道徳は、人間の実際の行動とは無関係なことを義務づけようとする点で不合理だとムーアはみなすのである。

このような理解に従うと、例えば、Xが川で流されたYを助ける力能をもたないとき、「当為は可能を含意する」原理をもつ道徳は、そもそもXにYを助けるように要請しない。Yを救助しなかったことは不正ではない。それゆえ、Yを救助できなかったことでXが非難されることもない。

ムーアは、道徳が「当為は可能を含意する」原理をもつのは、行為者ができないことを要求するのが無意味だからだとする。たしかに、行為者はすることができないことを要求されても、何もしようがない。それでは、行為者は特定の動機を自ら選びそれによって行為するというのもできないのだろうか。(ラズは、「当為は可能を含意する」原理を支持していないと一言述べているだけで反論をしているわけではないので²⁰、本稿でもラズによる「当為は可能を含意する」原理理解については立ち入らないことにする。)

(3) 動機を選択可能性

特定の行為理由を動機として選ぶことはできないので、一定の理由を動機にして行為しないことを要求する排除理由も無用になるというムーアの議論に移ろう。ムーアの動機を選択不可能性（と排除理由の不道徳性）という主張は、次のような推論としてあらわすことができる。

- ① 因果関係を変えることはできない。
- ② 欲求と信念は、行為を引き起こす原因である。
- ③ 欲求と信念が行為の動機である。
- ④ 欲求と信念をもつかどうかは、行為者の自由にならない。
- ⑤ ③、④より、動機をもつかどうかは、行為者の自由にならない。
- ⑥ 道徳は、「当為は可能を含意する」原理をもつ。
- ⑦ 排除理由は、一定の動機では行為しないことを要求する。
- ⑧ ⑤、⑦より、排除理由は行為者にできないことを要求する。
- ⑨ ⑥、⑧より、排除理由は、「当為は可能を含意する」原理に反する。

それでは、行為者は動機の自由に選べないというムーアの主張の中身を検討していこう。

ムーアは、行為の動機または原因を、行為者がもつ信念と欲求とみなす。動機が行為を引き起こす原因であるとしても、行為の動機を選ぶことはできないのだろうか。もし動機を自由に選べるのだとしたら、その結果、引き起こされる行為を行為者自身が選んだと言えるであろう。その検討ために、動機と行為の関係を整理しておこう。ムーアによると、動機（信念と欲求）と行為の間には

²⁰ FU, 1174 参照。ラズは道徳的ジレンマを念頭に、「当為は可能を含意する」原理を拒否している。J. Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986) 参照。

次のような合理化関係と因果関係が成立している²¹。繰り返しになるが、再度引用しておこう。

欲求：行為者 X は、命題 q によって記述される事態が発生することを望んでいる。

信念：X は、ある状況 s において、X が p によって記述される行為をするなら、q が発生する、と信じている。かつ、X は自分が s にあると信じている。

行為：X は p をする。

前述したが、行為と、欲求と信念の間には合理化関係が成立する。欲求を満たすため必要なことを、目的手段関係を表す信念が X に教えてくれる。行為をすることは、行為と欲求の間の目的手段関係によって合理化される。

だが、この合理化関係が成立しているというだけでは、行為の説明としては不十分なのであった。X が p するとき、X が抱いていた欲求と信念が、動機または原因となって行為を引き起こしたという関係も必要なのである²²。行為を合理化するあらゆる欲求と信念の組み合わせのうち、行為を実際に引き起こしたものだけが、そのように行為した動機（理由、原因）ということになる。そして、ムーアは、我々がどの信念と欲求のセットが行為する際の動機となるか選ぶことができないとし、そのわけを、動機が、行為者の意志の対象ではないからだとする²³。（なお、前述したが、ここでの動機（理由）は、すべき行為の理由ではない。すべき行為の理由が、実際にするまたはした行為の理由（動機）となるように行為者は意志することができるのかどうか問題となっていることに注意されたい。）

他方で、ムーアは行為のコントロールまたは自由を認めている。以下で説明するように、行為は意志の対象だからである。ムーアは、行為のコントロールについて次の「基礎行為」(basic action または basic act) と「複雑行為」(complex action) という区別を導入して説明する。基礎行為とは、行為者がそれをするために他の行為をする必要がない行為である。換言すると、行為者が「そうしようと意志することだけでする行為である。ムーアの挙げる例では、指を動かすことは、そうするために他の行為をする必要がないので、基礎行為である。

他方で、人を殺すことは、そうしようと意志するだけで人は死なないので（例えば、拳銃の引き金に指をかけ動かすといった他の行為を必要とするので）、基礎行為ではなく、複雑行為とムーアは呼んでいる²⁴。

要するに、基礎行為が、コントロールの効く行為であるのは、意志するだけでそれができるからである。複雑行為がコントロールの効く行為であるのは、それをするために必要な他の行為が基礎

²¹ ALR, 878 参照。

²² ALR, 878 参照。

²³ ALR, 879 参照。

²⁴ 基礎行為、複雑行為どちらの例も ALR, 880 参照。

行為——コントロールの効く行為——だからである。

ところで、意志するとはどういうことなのだろうか。基礎行為においては、意志すると体が動くのだから、意志が原因となって、体の動きが引き起こされたとみてもよいのだろうか。そうだとすると、意志することは、欲求と信念をもつことと同じだとみてよいのだろうか。だが、「意志すること」＝「欲求や信念をもつこと」と理解すると、特定の欲求と信念をもつか否かは行為者の自由にならないから、意志することもまた行為者によってコントロールされないものとなり、筋が通らない。だから、ムーアは意志することと、欲求や信念をもつことを別のことだと考えていると推察できる。しかし、そうだとすると、この意志することがどういうことなのか、意志と、欲求、信念との関係がどういうものなのかについてムーアがどのように理解しているのかは全く明らかでないのである。

それでは、我々は行為する理由を意志することができるのだろうか。つまり、「すべき行為の理由が、その行為を動機づける理由になることを意志する」ことによって、「その行為をするように動機づけられ」、その結果として「その行為が行われる」という、意志に基づく動機づけは成立するのだろうか。ムーアはこれを否定する。前述のように、行為の動機は、欲求と信念だとされた。意志することで何かを行為の動機にすることができるということは、特定の信念や欲求をもつことが自在にできるということの意味する。だが、ムーアによると、信念や欲求を持ったり捨てたりすることを意志で自在に行えることはめったにない²⁵。例えば、キリスト教コミュニティで生きる無神論者が生きづらさを解消するために「神が存在するという信念を持つ」と意志するだけで、実際にそのような信念を持つことはできるのだろうか。運動嫌いの肥満者が健康のために「運動をしたいと思いたい」と意志するだけで、実際に運動したいという欲求が生じるのだろうか。信念や欲求を自由自在に作り出すことができるわけではないから、意中の信念や欲求を実際に自分の行為の動機にするということもまた自由にできるわけではないとムーアは主張するのである。

こうして、ムーアは道徳が行為者に対して不可能なことを要求しないこと、動機を選択は不可能であることから、特定の動機では行為しないことを要求する排除理由（の動機づけ解釈）は不可能なことを要求する点で、道徳的に支持できないと結論づけたのである。

IV 検討

(1) 行為のコントロールと理由のゆえにする行為のコントロール

人が何らかの理由や動機で行為をしたという語り方は、ムーアによると、本当は科学的事実——ムーアが挙げる例では、太陽フレアが（皮膚）がんを引き起こすというような²⁶——としての因果関係の語り等に等しい。つまり、ある動機が原因となってその行為を引き起こしたという科学的な因

²⁵ ALR, 882 参照。ムーアがなぜ完全に否定しきっていないのかは気になるが、おそらく、欲求と信念をコントロールできる場合がありうると気づいていたからであろう。

²⁶ ALR, 879 参照。

果関係の語りなのである。そして、ムーアは我々がそのような語りで自由に行為したと主張するとき、誤りか自己欺瞞に陥っているとみなす²⁷。

だが、このように行為を理解した場合に、行為の自由またはコントロールを認めることはできるのだろうか。行為をコントロールできると言いながら、理由で行為することを自由に行為したと語るものが自己欺瞞であるとはどういうことなのだろうか。なぜ行為は自由であるのに、理由でする行為は自由ではないのだろうか。なぜ理由に言及することで行為は自由でなくなるのだろうか。ムーアは、水泳選手である X が遅く泳いだことは自由な行為だが、体力温存のために遅く泳いだことは自由ではなかったとも言うのであろうか。X が遅く泳いだことは、優勝したいという欲求と、体力温存が優勝するための手段であるという欲求と信念によって引き起こされたものである。X になぜ遅く泳いだのかと問えば、当該欲求と信念に基づいて行為したと言うであろう。すると、なぜ、理由に言及したときだけ、行為は自由でなくなり、理由に言及しないときだけ、行為は自由になるのであろうか、この点がはっきりしない。

(2) 意志するということ

上でも少し触れたが、ムーアの議論で、行為のコントロールは、行為が意志の対象になることによって成立することが確認された。そうしようと意志することによってする行為を基礎行為と呼び、どんな行為もそれに基づく限りで、人は行為をコントロールできるのであった。意志どおりに行為すれば行為は行為者のコントロールに服しているとみなされるのであった。

だが、何かを意志するということはそもそもどういうことなのか。ムーアは 'will' という動詞を使っているので、意志するということが行為なのだろうか。意志することが行為であるとする、ムーアの分析では、行為がコントロールされるためには、その行為が意志することによってなされている必要がある。つまり、意志するという行為がコントロールされているためには、「意志しよう」と意志することによってそれが行われなければならない。だが、「意志しよう」と意志する」という行為が、行為者のコントロール下にあるためには、意志によって行われなければならない。そうだとすると、我々は何かするために無限の「意志する」という行為が必要となり、不自然であろう。

他方で、「意志する」ということが行為でないとしたら、一体なのか。ムーアが挙げる基礎行為の例は、指を動かそうと意志することだけによって指を動かすことであった。では、指を動かすことなく、指を動かそうと意志するためには、一体何をすればよいのか。上述したように、ムーアは意志するということを、欲求と信念をもつことだとは考えていなかった。ムーアの意志論または行為論は意志の内実がはっきりしないため、説得力に欠けているのではないか。

²⁷ ALR, 879 参照。

(3) 欲求と信念と、基礎行為、複雑行為の関係

上で見たとおり、行為は、欲求と信念が原因となって引き起こされる。欲求と信念は、行為理由であり、動機でもあるとムーアはみなしていた。上で指摘した因果関係観を合わせてみると、欲求と信念は、行為に先立っているか、行為と同時に存在する必要がある。だが、これは正しいのだろうか。例えば、水泳選手であるXは、体体温存のために遅く泳いだのだが、これはある欲求と信念によって引き起こされた。泳ぐ前に当該欲求と信念をもっていたのだろうか、それとも泳いでいる最中にももっているのだろうか。

Xの行為をもっと細かく見ることもできる。泳ぐためには、腕を回したり、足をばたつかせたり、息継ぎしたり、様々な動作が必要となる。そうであれば、Xは泳ぐという複雑行為をするために、ある欲求と信念が腕を回すという行為が引き起こし、別の欲求と信念が足をばたつかせるという行為を引き起こすのだろうか。また、足をばたつかせるためには、右足と左足を交互に動かす必要がある。それでは、右足を動かすときには、それを引き起こす欲求と信念をもち、左足を動かすときにはまた別の欲求と信念をもつのだろうか。もしそうだとすると、Xは泳ぐために相当数の欲求と信念をもつことになり、不自然であろう。

このようにムーアの行為の因果説と、基礎行為および複雑行為との関係をどのように理解すればよいのか非常に不明確なのである。

(4) 欲求と信念はコントロールできないのか

ムーアは特定の内容の欲求と信念をもち、またはもたないことは行為者の自由にはならないと主張している。たしかに、お腹が空いて何かを食べたいと思ったり、疲れていて寝たいと思ったりするとき、そのような欲求を持ちたくて持ったわけではない。人は欲求に対して受動的であるように思われる。

しかし、人は複数の相いれない欲求をもつことがある。そのような場合、人は欲求をうまくコントロールしているのではないか。Xがお腹が空いて何かを食べたいという欲求と、減量のために食事を控えたいという欲求を同時に持っている場合、Xはこれらの欲求に対して受動的であり、自分で持ちたくて持ったわけではないかもしれない。だが、複数の欲求を持っていたとしても、優先順位を決めて、どの欲求を満たすかを決めたり、少量の食事をするという仕方で、二つの欲求を中途半端に満たすということもできるかもしれない。特定の欲求を持つか否かを自在に決めることができなくても、それをコントロールすることはできるのではないだろうか。

(5) ラズによる反論

ラズはムーアに対する反論を提示する際に、理由に対する信念（動機）が行為の原因であること²⁸、

²⁸ ラズは、FU, 1174で、「理由に対する信念が我々に行為をさせることに疑いはない」としている。ちなみに、行為の理由——すべき行為を正当化する理由——は、信念ではなく、事実であるのだが、行為者が実際に何

欲求や信念を選択することができないことを認めている。それでは、ラズはどのようにして、特定の理由で行為することを擁護するのだろうか。

上述したように、ムーアのラズ批判は、欲求=信念が行為の原因となること、因果関係は人間が変えることができないものであること、道徳は「当為は可能を含意する」もつこと、人間は欲求=信念すなわち動機を自在に生み出したりできないので、特定の動機を自分で選んでそれに基づいて行為することもできないこと、といったいくつかの部分に基づいていた。ラズは、反論において、「当為は可能を含意する」原理を拒否している²⁹が、その他の論点については基本的にムーアに異を唱えていない。ラズの反論は、選択することと、コントロールすることとを概念的に区別することにに基づく。

ところで、ムーアの批判を受け入れたとしても実は「ある理由で行為する」ことが不可能になるわけではない。Xが水泳大会で優勝するにはできる限り体力を温存しながら、勝ち進まなければならないと信念をもっており、これと優勝したいという欲求が行為の原因となったとする。この場合、Xは体力を温存するという理由で遅く泳いだのだから、理由で行為することができている。ムーアの批判のポイントは、あくまで行為理由の選択ができないということにある。Xが出場した大会で無気力試合の防止のために「選手は各レースで全力を出さなければならない」というルールがあったとする。ラズのルール分析に従うと、このルールは選手が競技中に手を抜かない理由であり、かつXがもつ理由（に対する信念）を排除する理由でもある。だが、Xは上記の信念をもってしまった³⁰、そしてそれをもつかもたないかは選択できなかったのだから、このルールが特定の理由で行為しないことを要求するとすれば、それは不可能なことを要求していることになる。Xは理由で行為することはできるが、その理由を自分で選べないのである。そして付言すると、他の選手がルールを理由にして全力で泳いだとすると、ルールが求めるような仕方で行うことにたまたま成功したにすぎない。Xと同様、他の選手も行為理由を自分で選べたわけではないからである。

特定の理由で行為することは、偶然起こることにすぎないというムーアの批判に対して、ラズは、選択とコントロールとを概念的に区別することで反論する。ラズによると、我々は何を選ぶかを選択できないとしても、それをコントロールすることができる³¹。まず、選択という概念から見ていこう。「何かを選択するということは、その何かをする準備を整えること」だと定義される³²。

らかの行為——ある理由で行為する——をするという場面では、行為者がその行為を支持する理由が現に存在することを知っていたり、そう思っている必要がある。その結果、理由で行為することと、理由に対する信念で行為することは、実際的にはほとんど同じである。

²⁹ 前掲注 20 でも触れたがラズは、FU, 1174 で「当為は可能を含意する」原理の信者ではないと述べている。

³⁰ 明らかに X は別の信念をもつべきだった。しかし、ムーアの主張を受け入れると、別の信念を自分で選び取ることはできないのだから、X はそのことで非難されるいわれはない。関連して、ムーアの道徳観で過失に基づく行為がどのように位置づけられるのか気になるが、紙幅の関係でこの点には立ち入れない。

³¹ FU, 1175.

³² FU, 1175.

これは、行為にとって必要な内心的な準備が整っており、外的な障害（例えば、四肢の欠損や不運など）がなければ、行為が行われるという状態である³³。

この定義に基づくと、何を信じるか、何を欲するかを我々が選択できないのはなぜかが次のように説明される。まず、欲求について。欲求が選択できないのは、何かを欲するために内的な準備が必要ないからである。というよりむしろ、何かを欲する準備ができていないことは、基本的には、何かを欲しているということなのであり、選択を問題にする余地がない³⁴。というのは、何かを欲することはその人の内心で完結するから、上記定義の説明に登場した外的な障害がありえない。

なお、ラズによると、何かを欲することが、その準備が整っていることを意味しない場合（つまり、欲するものを実際に欲しているのではない場合）がある³⁵。例えば、薬物中毒者が薬物を欲し（一階の欲求）、同時にその欲求を感じないようにしたいという欲求（二階の欲求）をもつときである。ここでは、薬物を欲すること＝薬物を欲する準備が整っていること、薬物欲を感じないようにしたいという欲求をもつこと＝薬物欲を感じないようにしたいという準備が整っていること、となる。二階の欲求に符合する一階の欲求（薬を欲しない）の内的準備がないというだけであるから、依然として、定義どおり、欲すること＝欲する準備が整っていることが維持されている。

次に信念について。何を信じるかを選択ができないのは、我々のコントロールの範囲を超えている（つまり、意志の対象でない）からとムーアは主張していたが、そうではない。実はそれはコントロールの範囲外にあるわけではない。ラズによると、コントロールは、意志ではなく、知性に服する³⁶。知性は、証拠を収集、吟味精査することによって、信念をコントロールするが、それは自由に選択できるという意味ではない。つまり、何を信じるかは普通は知性が決めるというのがラズの理解となる。

その結果、例えば「私は彼を信じることを選ぶ」³⁷というような場合は、私が彼を信じることを十分に正当化する証拠がなかったり、彼と彼女のどちらを信じてよいか分からないときに運まかせで彼を選択したといった、知性の働かせようがない場合ということになる。

以上がラズによる選択とコントロールの概念的区別である。信念を選択することはできないが、ある程度コントロールすることができる。目下の検討事項である、特定の理由に従ったり、従わなかったりすることが偶然の産物であるというムーアの主張は、理由を選択できないという彼の別の主張に基づいている。ラズはこれに、上記の選択とコントロールの区別によって異を唱える。理由に対する信念は、行為者が選択できるものではないが、知性を使うとある程度はコントロールが効

³³ FU, 1175-1176.

³⁴ FU, 1176.

³⁵ FU, 1176.

³⁶ FU, 1176.

³⁷ FU, 1176.

くというのだ。例えば、予選落ちした水泳選手 X は、水泳大会で優勝するために予選の段階では手を抜いて泳ぐべきだという信念をもっていたが、この信念しかもてないわけではない。X の信念が普遍的に正しいとまでは言えないのだから（例えば、他の出場者が強い選手であるほど、手を抜く余地が減っていくであろう）、X は自身の置かれた状況をより慎重に精査しておけば、別の信念をもっていたであろう——であろう、というのは、いくら知性を働かせても、もつべきであった信念を、確実にもてるわけではないという意味である。

最後に、信念と欲求が行為の原因であるということについて。原因と結果の間に成立する関係について人間は介入できない。だが、上述のように信念をコントロールすることができるなら、信念が行為を引き起こすということもコントロールできることになる。ラズによると、行為者は、「すべての事柄を考慮に入れると、それが私がすべきことだ」という実践的推論の結論（に対する信念）を何が正当化してくれるのかをコントロールできる³⁸。例えば、水泳選手である X が様々な事柄（例えば、予選の相手がみな優勝候補であるという事情など）が、体力温存のためにできるだけゆっくり泳ぐことをどれだけ支持するのかを把握しそれを比較した結果、本気で泳ぐべきだと思うようになったとしたら、その信念が原因となって X に本気で泳ぐという行為をさせる。どんな信念を抱くかは自由にならないとしても、推論を通して作られた信念を行為の原因にした——つまり、コントロールした——といえるのである。

以上がラズの反論だが、もう少し推論について検討しておきたい。ここで取り上げたいのは、先ほどと同様に、行為者 X がもつ「すべての事情を考慮に入れると、私は ϕ すべし」という信念である³⁹。これは、正しい行為が何であるのかを一階理由の比較衡量によって決めるというムーアの道徳観からも受け入れられるであろう。問題は、すべての事情を考慮するという作業にある。

信念は一つしかもてないわけではない。その信念が、他の事情が等しければ（つまり、何の障害もなければ）、特定の行為を引き起こすとしても、別の信念をもつ行為者については、どの行為が行われるかはわからないのである。これは一般的な原因結果関係にも言える。z がマッチを擦って、火を着けるとき、z がマッチを擦ったことが原因となって、マッチに火が付くという結果をもたらすと言える。だが、マッチを擦れば、絶対に火が着くというわけではない。摩擦が十分でなかったり、マッチが湿っていたり、強風が吹いているといった事情によって、火が着かないということはある。x はすべき行為を最終的に決定するときには「すべての事情を考慮して、 ϕ すべし」という一つの信念しかもっていない——その結果 ϕ することが引き起こされる——としても、行為決定において諸理由を比較衡量する段階では、諸理由の存在についてのいくつもの信念——p は ϕ する理由であるとか、q は ϕ しない理由であるとか、p や q という事実があるといったいくつもの信念——をもっているかもしれない。ムーアの説明では、p に対する信念が ϕ の原因となり、q に対する信念が ϕ しないことの原因になるわけだが、これらが同時に原因として行為を結

³⁸ FU, 1177.

³⁹ FU, 1177 参照。

果するということはありえないだろう。

ムーアの言う通り、欲求や信念を自在に生み出す、または放棄することはできないのかもしれない。だが、人が欲求や信念に対して受動的であるからといって、いつも抱いた欲求をそのまま充足しているわけではないし、思ったことをそのまま信じ続けるわけでもない。特に、複数の欲求をもつときや、確信度の低い信念をもつときは、そうであろう。我々は欲求や信念をそれなりにコントロールすることができると思われる。その結果、ある理由（動機）で行為することや、ある理由（動機）では行為しないことも、不可能なことではなくなる。

V おわりに

本稿では、排除理由の動機づけ解釈について検討してきた。ムーアの批判にもかかわらず、我々には、特定の理由で行為する余地が残されている。それは我々がどんな信念をもつか、どんな欲求をもつかを選択することができなくても、推論を通して一定程度のコントロールが効くことによる。ムーアは動機づけ解釈以外にも2つの解釈（前掲注6参照）を挙げて批判を突きつけている。その検討は、今後の課題としたい。